

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・児童相談担当
 内線: 3345

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B62	市町村要対協等支援事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費		
事業期間	平成25年度～	根拠法令	児童福祉法				戦略項目			
							分野施策	010102 児童虐待防止対策の充実		
1	事業の概要 市町村の実施する要保護児童対策地域協議会の運営及び緊急一時的に児童等を保護する事業の円滑な実施を支援する。 補助金の所要額が予算額を下回ったことによる減額 (1) 要保護児童対策地域協議会支援事業 23,808千円 (2) 子育て短期支援事業 365千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 要保護児童対策地域協議会支援事業(4～3月) 6,192千円 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の体制強化に要する経費の一部を補助する。 イ 子育て短期支援事業(4～3月) 3,946千円 市町村が緊急一時的に児童養護施設等において児童等を保護する事業に対して、経費の一部を補助する。 (2) 事業計画 交付要綱の決定、補助金交付、実績報告審査 対象: 63市町村 (3) 事業効果 ア 要保護児童対策地域協議会支援事業 市町村における要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や関係機関等の専門性強化と連携強化が図られることにより、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応に資することができる。 イ 子育て短期支援事業 保護者が疾病等のため家庭において児童を養育することが困難となった場合に、適切に保護することができる児童養護施設等に委託することにより、児童及びその家庭の福祉の向上並びに子育ての負担感の軽減に寄与し児童虐待の予防を図ることができる。						
2	事業主体及び負担区分 事業主体: 県 負担区分: (県1/2)市町村1/2			(4) 補正予算の概要 ア 要保護児童対策地域協議会支援事業 補助金の所要額が予算額を下回ったことによる減額 イ 子育て短期支援事業 補助金の所要額が予算額を下回ったことによる減額						
3	地方財政措置の状況 なし									
4	事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし									
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
決定額	24,173	繰入金	24,173						10,138	
現計額	34,311		34,311							